



PCB廃棄物の登録について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

JESCOへの登録について

JESCOへの登録は保管又は使用中のPCB廃棄物の種類により、「搬入荷姿登録」又は「予備登録」か、「機器等登録」となります。

保管又は使用中のPCB廃棄物	登録区分
<ul style="list-style-type: none">(1) 安定器(2) 小型電気機器(3kg未満)(3) 感圧複写紙(4) ウェス(5) 汚泥(6) その他の汚染物等(砂利、シール材、コンクリート殻・・・等)	搬入荷姿登録 又は 予備登録
<ul style="list-style-type: none">(1) 1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類(2) PCB油(試薬・サンプル油等、少量のものを含む)(3) PCBが付着した金属製及び樹脂製の保管容器	機器等登録

安定器等・汚染物の処理施設



処理施設の紹介(受け入れ～一時保管)

①

北九州PCB廃棄物処理施設



処理施設は「北九州市若松区響灘」に面する土地に立地しております。

②

受入工程



PCB廃棄物は、許可を得た収集運搬事業者の専用車両で受入れ行程に運び込まれます。

③

プラズマ前処理



搬入されたPCB廃棄物は、収納容器の蓋を開け、グローブボックス内で異物や可燃物が入っていないか等、内容物の検査を行い、汚染物の種類ごとに詰め替えられます。

④



基幹物流室

詰め替え後のドラム缶は基幹物流室に送られ、一時保管されます。

処理施設の紹介(プラズマ溶融分解)

⑤

PCB廃棄物は、プラズマ溶融分解炉にて処理されます。



⑥

プラズマ溶融分解工程



基幹物流室から送られたPCB廃棄物はそのままプラズマ溶融分解炉の中に投入されます。

⑦

炉内部映像



高温でPCB汚染物を溶融分解

プラズマ溶融分解炉に投入されたPCB廃棄物は、約1400℃の高温にて、溶融分解し無害化処理されます。

⑧

1系溶融分解炉3

溶融スラグ排出状況



溶融分解されたものは溶融スラグとなり、一定量ずつ溶融分解炉から排出されます。

処理施設の紹介(中間処理完了～払い出し)

⑨

排出された溶融スラグは、冷却チャンバー冷却され、固化されたスラグとなります。



⑩

分析室



スラグは、分析室でPCBが基準値以下であることを確認し、払出し行程に移されます。

⑪

払出工程



払出しされたスラグは、再生委託先でセメント原料等の資源にリサイクルされます。

1. 処理対象物について

国が定める「PCB廃棄物処理基本計画」が変更（平成26年6月6日付）され、北九州・豊田・大阪事業区域に保管されている安定器等・汚染物は、北九州PCB処理事業所のプラズマ溶融処理設備（以下「第2期施設」という。）を活用して処理を行うこととなりました。

◎【北九州PCB処理事業所 第2期施設】平成21年7月操業開始

安定器等・汚染物

- ①安定器
- ②小型電気機器（3kg未満）
- ③感圧複写紙
- ④ウエス
- ⑤汚泥
- ⑥ その他の汚染物等（砂利、シール材、コンクリート殻等）

●搬入荷姿登録

●予備登録

処理対象物に関する注意事項

1. 北九州・豊田・大阪のPCB処理事業所で処理可能な「3kg以上のトランス類・コンデンサ類」については、『機器等登録』をお願いします。

記入要領や書式等については、当社HPの『機器等登録について』をご確認ください。
(当社HP ; <http://www.jesconet.co.jp/customer/download.html#p02>)

2. 北九州PCB処理事業所の処理対象の「安定器・小型電気機器(3kg未満)」は、PCBを使用したものが対象です。PCB不使用のものは必ず取り除いてください。

保管されている安定器等にはPCBを使用していないものが混入している事例が多く見られますので、安定器の各製造メーカー又は一般社団法人日本照明工業会のHP等をご参照いただき、PCB使用有無の確認をお願いいたします。

(参考) 日本照明工業会HP ; <http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

※ただし、経年劣化等でラベルや刻印による判別ができず、PCB判別が困難な場合は、そのまま登録・処理委託していただいても構いません。

3. 低濃度PCB汚染廃電気機器等は、JESCO処理対象外です。
環境省または都道府県知事等が認定(許可)した処理施設での処理が可能です。

2. 第2期施設の当面の受入品目

当面受入を行う品目は、処理対象物①～⑥のうち、

①「安定器」

②「小型電気機器(3kg未満)」

③「感圧複写紙」

④「ウエス」

の4品目です。



○上記①～④以外の処理対象物の受入は、
処理が可能となり次第、随時弊社HPにてお知らせいたします。

3. 処理料金について

●安定器等・汚染物の処理料金（容器単位）

消費税(8%)込

$$30,240(\text{円/kg}) \times 1\text{缶当たりの総重量(kg)}$$

- (注) ・安定器等・汚染物の総重量(kg)には、容器の重量を含みます。
 ・1缶当たりの安定器等・汚染物の総重量は、1kg未満を切り捨て1kg単位で算定します。
 ・上記計算により30,240円を下回る場合の処理料金は、30,240円です。
 ・当料金は全国一律です。

【処理料金の計算例】

○安定器(重量:2.5kg)1台を搬入可能容器の20L用ペール缶(重量:1.8kg)に収納し搬入する場合

$$30,240\text{円} \times (2.5\text{kg} + 1.8\text{kg} = 4.3\text{kg} \rightarrow 4\text{kg}) = \underline{120,960\text{円}}$$

○安定器(重量:2.5kg)100台を搬入可能容器の200L用ドラム缶(重量:23kg)に収納し搬入する場合

$$30,240\text{円} \times (2.5\text{kg} \times 100\text{台} + 23\text{kg} = 273\text{kg}) = \underline{8,255,520\text{円}}$$

4. 登録制度について

搬入荷姿登録とは？

安定器等・汚染物が以下の(1)(2)(3)の全てに該当する場合は、「搬入荷姿登録」を行います。(これ以外は、すべて予備登録になります。)

(1) 当面の受入品目であること。

(2) 搬入可能な容器に収納されていること。

(3) 当社への搬入時に荷姿を変更する可能性がない状態のもの
(その状態で当社への処理委託が可能なもの)。

<注意>

搬入可能な容器への収納は、保管事業者様単位で品目毎に分別していただく必要があります。

※少量のビニール等、混載物がある場合は、容器の蓋に中身を記載した紙等を貼り、中身を明示していただきますようお願いします。

(例)「安定器、ビニール」



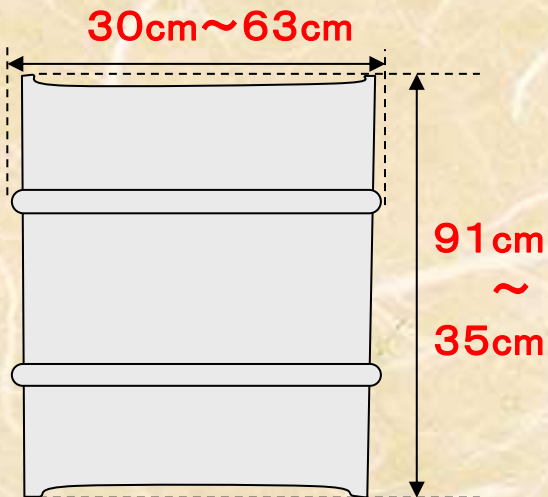
搬入可能な容器

天蓋をした状態で外径30～63cm、高さ35～91cmの密閉できる金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶

＜注意＞

- ・ 天蓋にガスケットを装着し、クロージングリング(バンド)をレバー又はボルトで締めて密閉(錆や傷等で密閉性が損なわれたものは不可)
- ・ 1缶当たりの総重量は、500kg以下

搬入可能なドラム缶・ペール缶の寸法(バンド含む)



ドラム缶・ペール缶の密閉方法



○ バンドタイプのドラム缶・ペール缶



× 天板固着式のドラム缶・ペール缶は、契約や運搬の際に中身の確認ができない。



× ラグタイプのペール缶は、開閉の際の変形で密閉性が保てなくなる。

《推奨》・ドラム缶の場合、JIS Z 1600に定めるM級の鋼製ドラム缶(板厚1.2mm)、

・ペール缶の場合、20L又は27L缶

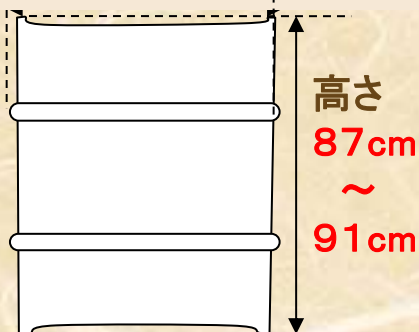
割引対象となる「指定容器」

＜指定容器の条件＞

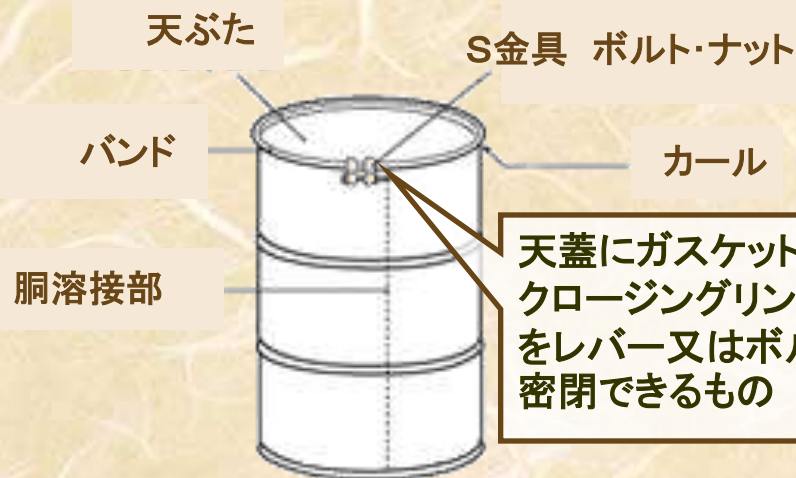
天蓋をした状態で**外径が55～63cm、高さが87～91cmの鋼製オープンヘッドドラム缶**（例：JIS Z 1600規格）

指定容器の寸法

外径（バンド含む）
55cm～63cm



オープンヘッドドラム缶



天蓋にガスケットを装着し、クロージングリング（バンド）をレバー又はボルトで締めて密閉できるもの

この容器で搬入される場合、処理料金の総額から604,800円を差し引きます。

ただし、以下のものは割引を受けられないのでご注意ください！！

- × **ステンレス缶**（注：塗装されていないドラム缶は、ステンレス缶の可能性有り）
- × **特殊な加工**を行ったドラム缶
- × PCB油が漏れた**油溜まりが視認できる**汚染されたドラム缶
- × 夾雑物を含んだPCB油、塗料、水等液状のものを入れたドラム缶

予備登録とは？

「搬入荷姿登録」の要件に該当しない場合は、すべて「予備登録」となります。

(1) 搬入可能な容器に保管されていない①「安定器」
②「小型電気機器(3kg未満)」③「感圧複写紙」④「ウエス」

(例) 衣装ケースや鉄箱に入った安定器。

(2) 当面の受入品目でない「⑤汚泥」、「⑥その他の汚染物等(砂利、シール材、コンクリート殻、ビニール、木材、塗料、廃水、廃油等)」

※予備登録のままでは契約・処理はできません。

処理契約の半年前までに搬入荷姿登録が必要です。

※予備登録から搬入荷姿登録への一部を移行する際は、予備登録をした数量の変更をお願いします。

(例) 予備登録済みの安定器500kgのうち、400kgを搬入荷姿登録に移行する場合
(変更前)：安定器 500kg → (変更後)：安定器 100kgに変更



5. 登録申込書について

搬入荷姿登録

- ① 搬入荷姿登録申込書（総括表）
- ② 搬入荷姿登録調査票（様式5）
- ③ 写真

予備登録

- ① 予備登録申込書（総括表）
- ② 予備登録調査票（様式4）
- ③ 写真



※申込書等は、当社HPに掲載している「安定器等・汚染物調査票記入要領」をご確認のうえ、様式等をダウンロードして作成してください。
書式のダウンロード先 : <http://www.jesconet.co.jp/customer/select.html>

1

搬入荷姿登録申込書(総括表)

搬入荷姿登録申込書(安定器等・汚染物) (総括表)

平成 年 月 日

登記等で用いている 正式な名称、及び代表者 名をご記入ください。

保管事業者住所

保管事業者名

代表者(役職・氏名)

印

1. 安定器等・汚染物... 搬入荷姿登録に申したいします。

2. 保管事業

PCBを保管している 事業場住所、連絡先等 を 記入ください。

ふりがな	
担当者名	
FAX番号	

3. 保管事業場(廃棄物等) 保管事業者と同じ(当てはまる場合、口)にレ点を記入。当てはまらない場合、口)

保管事業場名		
住所	〒 -	
連絡先	担当部署・役職	ふりがな
	電話番号	FAX番号
	担当者名	

印鑑を押してください。

4. 送付先住所 (付先を以下に記入)

送付先住所		
	担当部署・役職	ふりがな
		FAX番号
	担当者名	

5. 登録区分(以下のいずれかを選択し、選択した方の口)にレ点を記入ください)

- 新規の搬入荷姿登録申請
- 予備登録した廃棄物をすべて搬入荷姿登録へ移行(右欄に予備登録番号を記入)
- 予備登録した廃棄物の一部を搬入荷姿登録へ移行(右欄に予備登録番号を記入)一別紙 変更申請(予備登録調査票)参照

予備登録廃棄物のうち一部を搬入荷姿登録へ移行する場合は 併せて予備登録調査票の変更申請をお願いします。

登録には必ず写真が必要です。
 (「写真撮影例」をご参照下さい)

搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物)

保管事業場名 ○○株式会社 △△工場

記入コード ※(注) 3kg以上のトランス・コンデンサ等は、この用紙(搬入荷姿登録)での登録はできません。機器等登録制度をご利用ください。(ネオトランスは安定器と同じのため)

※1 安定器等・汚染物種類 1. 蛍光灯安定器 2. 水銀灯用安定器 3. 安定器(用途不明) 4. 防爆形安定器 5. 安定器用コンデンサ 6. 小型電気機器(3kg未満) 7. ネオトランス
 8. 感圧複写紙 9. 感圧複写紙以外の紙 10. ウェス 11. その他(どんなものか記入)

※2 容器種類 1. ドラム缶 2. ベール缶

※3 容器材質 1. 鋼製(ステンレスを除く) 2. ステンレス製 ※1、2以外の材質(プラスチック等)は搬入不可です。

※4 容器の状態 0. 良好 1. 若干の錆有り 2. 蓋の溶接有り 3. 油溜まり有り 4. その他(特殊加工等を記入)

※5「総重量(容器込)」の測定は、次のいずれかの方法をお願いします。

- ① 容器ごと計量器で実測
- ② 1台を実測×個数+容器重量
- ③ 複数台をまとめて実測+容器重量

<注> ・容器重量の実測ができない場合は、カタログの値でも結構です。
 ・大型のクレーンスケール等10kg以上の刻みでしか測定できない秤の使用は不可となります。

※ 重量計測時の数値を正確にご記入下さい。重量は少なくとも小数点第一位までご記入ください。小数点が表示されない秤をご利用の場合は、整数で結構です。

↓ 容器単位でご記入下さい。

機器(容器)番号(x) <small>※容器単位でご記入ください。</small>	廃棄物情報							搬入容器						O(※5) 総重量(容器込) <small>※蓋を含む。</small>	P 備考		
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L 寸法(cm)				M	N
	特措法番号	安定器等・汚染物種類 (記入コード※1)	1台あたりの重量(kg)	台数 <small>※安定器・小型電機機器のみ記入</small>	重量小計(kg)	にじみ・漏れ	混載物等	重量計(kg)	容器種類(※2)	容器材質(同※3)	容量(L)	外径(蓋を含む)	高さ(蓋を含む)			容器の状態(同※4)	容器重量(kg) <small>※蓋を含む。</small>
記入例 x0001	13-01	1(蛍光灯安定器) 2(水銀灯安定器)															
重量実測方法(①~③)別の重量記入例																	
① 容器ごと実測の例 x0001	13-01	1(蛍光灯安定器) 2(水銀灯安定器)		21 13		なし		195.8	1(ドラム缶)	1(鋼製)	200	60	90	良好	24.0	① 219.8	容器ごと総重量
② 1台を実測×台数+容器重量の例 x0002	13-02	1(蛍光灯安定器) 2(水銀灯安定器)	7.2 12.8	13 9	93.6 115.2	なし		208.8	1(ドラム缶)	1(鋼製)	200	60	90	良好	23.3	② 232.1	H+N重量
③ 複数台を実測+容器重量の例 x0003	14-01 ~14-22	1(蛍光灯安定器)		5		なし	ビニール袋	15.5	2(ベール缶)	1(鋼製)	20	27	37	良好	1.8	③ 17.3	H+N重量

「B 安定器等・汚染物種類」欄には※1の該当する品目の記入コードをご記入ください。

② 搬入荷姿登録調査票(様式5)

③ 搬入荷姿登録に必要な写真(1)

- 1. 保管場所全体の写真 : 1登録に1枚
- 2. 収納物が分かる写真 : 1缶ごとに1枚
- 3. 蓋の形状が分かる写真 : 1缶ごとに1枚
- 4. 重量を証明する写真 : 実測ごとに1枚

1. 保管場所全体の写真
【1登録に1枚】



2. 収納物が分かる写真
【1缶ごとに1枚】



3. 蓋の形状が分かる写真
【1缶ごとに1枚】



③ 搬入荷姿登録に必要な写真(2)

4. 実測方法の種類(下記①～③)と重量を証明する写真

① 容器ごと実測	② 同じ種類の1台を実測	③ 複数台を実測
容器ごと実測可能な場合	種類分けできている場合	種類分けが困難な場合
 <p data-bbox="238 843 754 905">※必ず蓋を含めて撮影してください。</p>		
<p>重量が確認できるように撮影してください。</p>		
<p>< 総重量 ></p>		
<p>目盛の重量</p>	<p>1台の重量 × 台数の合計重量 + 容器重量</p>	<p>複数台実測の合計重量 + 容器重量</p>

1

予備登録申込書(総括表)

予備登録申込書(総括表)
(安定器等・汚染物)

平成 年 月 日

登記等で用いている正式な名称及び代表者名をご記入ください。

保管事業者住所
保管事業者名
代表者(役職・氏名)

印

を確認し、同意した上で、予備登録に同意いたします。

連絡先	担当部署・役職	会社名
	電話番号	担当者名
		FAX番号

印鑑を押してください。

3. 保管事業場(廃棄物等保管場所) 1. 保管事業者と同じ当ではまる場合、 2. 別を記入

保管事業者名

住所

連絡先 担当

電話番号

PCBを保管している事業場住所、連絡先等をご記入下さい。

4. 登録確認書等送付先 1. 保管事業者宛 2. 保管事業場宛 3. その他(送付先を以下に記入)

送付先名

送付先住所

連絡先	担当部署・役職	会社名
	電話番号	担当者名
		FAX番号

記入例

予備登録調査票(安定器等・汚染物)

<注意事項>

・お持ちの「安定器等・汚染物」が 搬入荷姿登録案件に該当しない場合(安定器等・汚染物が衣装ケースや段ボールに入っている場合、安定器、小型電気機器(3kg未満)、感圧複写紙、ウエス以外のPCB汚染物等である場合等)は、この予備登録調査票にご記入下さい。※契約の6ヶ月前までには、搬入荷姿を確定した「搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物)」をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

保管事業場名

記入コード

※1 安定器等・
汚染物種類

※2 含有物

廃棄物の種類ごとに
ご記入ください。

おおよその台数、総重量等
をご記入ください。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
機器番号(x)	安定器等・汚染物種類 (記入コード※1)	1台当たりの 重量 (kg)	台数 ※安定器・小型電 気機器のみ記入	総重量 (kg)	にじみ・漏れ	混雑物等	安定器等・汚染物の 発生経緯	安定器等・汚染物の PCB分析結果 (実施している場合 濃度を記入)	安定器等・汚染物の 含有物(含有率も分か れば記入)【※3】	備考
x0095	1(蛍光灯用安定器)	2.5	100	250.0	無し	無し				
x0096	7(小型電気機器(3kg未 満))	3.0	10	30.0	無し	無し				

予備登録調査票(様式4)

3

予備登録

写真撮影例

①保管場所全体が確認できる写真



②安定器等・汚染物の状況が確認できる写真



③安定器等・汚染物の重量が確認できる写真(必須ではありません)



6. 各種連絡先

1. 登録について(書類郵送先)

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号(住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

本社PCB処理営業部 登録担当 TEL: 03-5765-1917・1935

☆書式のダウンロード先 : <http://www.jesconet.co.jp/customer/select.html>

『安定器等・汚染物の登録手順について』参照

2. 処理の時期や契約方法等について

《安定器等・汚染物の場合》

〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天町一丁目2番30号 オーク4番街プリオタワー7階

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北九州PCB処理事業所 営業課 近畿・東海エリア分室 TEL 06-6575-5585

《トランス・コンデンサ類の場合》

〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天町一丁目2番30号 オーク4番街プリオタワー7階

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪PCB処理事業所 営業課 TEL 06-6575-5575